



熊本県公報

第11948号
平成22年10月5日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (〃) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (〃) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 4

公 告

- 平成22年度熊本県准看護師試験の実施…………… (医療政策総室) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 6
- 団体営土地改良事業計画の適否決定…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6

登 載 依 頼

- 第136回熊本県都市計画審議会の開催…………… (熊本県都市計画審議会) 7
- 平成22年度第5回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 7
- 平成22年度熊本県保健医療推進協議会の開催…………… (熊本県保健医療推進協議会) 8
- 熊本県警察本部統合OAシステム用サーバ及び関連機器の借入れに係る随意契約による相手方等の決定…………… (警察本部情報管理課) w 8

告 示

熊本県告示第913号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援施設 城南学園 熊本市城南町藤山1 276番地2	社会福祉法人慶信会 熊本市城南町藤山 1276番地2 甲斐 孝子	平成22年 10月1日	4310101029	施設入所支援
				生活介護
				短期入所

熊本県告示第914号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
自立支援センター ひまわりの里 玉名郡長洲町大字清源寺3246番地	社会福祉法人 濱友会 玉名郡長洲町大字清源寺3246番地 濱田 悍	平成22年 10月1日	4311130084	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型
城南学園生活介護事業所 熊本市城南町藤山1276番地2	社会福祉法人慶信会 熊本市城南町藤山1276番地2 甲斐 孝子	平成22年 10月1日	4310101037	生活介護

熊本県告示第915号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
相談支援センター ひまわりの里 玉名郡長洲町大字清源寺3246番地	社会福祉法人 濱友会 玉名郡長洲町大字清源寺3246番地 濱田 悍	平成22年 10月1日	4331130098	相談支援

熊本県告示第916号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護ひらしま 熊本市植木町米塚407番地48	株式会社キョデン	平成22年10月1日

熊本県告示第917号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護ひらしま 熊本市植木町米塚407番地48	株式会社キョデン	平成22年10月1日

熊本県告示第918号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
荒尾市社会福祉事業団居宅介護支援事業所 荒尾市増永2299番地15	社会福祉法人荒尾市社会福祉事業団	平成22年10月1日

熊本県告示第919号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスやすなが 上益城郡山都町浜町259番地20	有限会社ひまわり・コーポレーション	平成22年10月1日

熊本県告示第920号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスやすなが 上益城郡山都町浜町259番地20	有限会社ひまわり・コーポレーション	平成22年10月1日

熊本県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年10月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	玉名郡和水町大田黒字栗山 310番1地先から 同所 310番1地先まで	前	14.4 ～ 16.4	5.8	廃道
			後	13.8 ～ 16.4		

2 区域を変更する期日 平成22年10月5日

熊本県告示第922号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
菊池ひまわりの会 菊池市野間口字木の 本567番4	NPO法人菊池ひまわりの会 菊池市野間口字木の 本567番4 崎村 弥生	平成22年 10月1日	4311200119	就労継続支援B型

熊本県告示第923号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年9月27日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	喪服妻 男狂い（新東宝） 欲情する下腹部（新東宝） ザ・種馬（新東宝） OL空手乳悶 奥まで突き入れて（オーピー） 変態夫婦の過激愛（新東宝） 魔性しごかり痴女 ～熟肉のいざない～（オーピー） 痴漢バス バックが大好き（新東宝） 人妻痴情 しとやかな性交（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第546号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成22年10月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成23年2月18日（金）
午後1時30分から午後4時まで（150分）
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目1番100号
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成23年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成23年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成23年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (4) 省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成23年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (5) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看

- 護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
- (1) 受付期間
平成23年1月4日(火)から平成23年1月11日(火)まで(閉庁日を除く。)
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
郵送の場合は、平成23年1月11日(火)までの消印のあるものに限る。
- (2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部医療政策総室又は各地域振興局保健福祉環境部(熊本市保健所を除く各保健所)
なお、郵送で請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号(24.0センチメートル×33.2センチメートル)の返信用封筒を同封のうえ、熊本県健康福祉部医療政策総室へ請求すること。
- (3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書き、書留郵便で送ること。
- (4) 提出書類等
- ア 平成22年度熊本県准看護師試験申込書
- (ア) 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(外国人の場合は、外国人登録証明書)に記載されている文字を使用すること。
- (イ) 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載して試験申込書の所定の欄に貼ること。
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- (ア) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で修業し、又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
また、平成23年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
- (イ) 4の(5)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。
- (ウ) 4の(6)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写しを提出すること。
- ウ 受験料 6,900円
- (ア) 試験申込書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼ること。
- (イ) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出する者は、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する普通為替証書又は定額小為替証書を同封すること。
- (ウ) 試験申込書受理後は、受験手数料を返還しない。
- エ 返信用封筒
長型3号(12.0センチメートル×23.5センチメートル)の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼付すること。
ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。
- (5) 受験票の交付
受験票は、平成23年2月2日(水)までに郵送等により交付する。
なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医療政策総室看護班まで問い合わせること。
- 6 受験の無効
修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成23年3月7日(月)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。期限までに提出されない場合は、当該者の受験を無効とする。ただし、当該期限までに提出できない場合は、あらかじめ熊本県健康福祉部医療政策総室に申し出ること。
- 7 合格者の発表
試験の合格発表は、平成23年3月16日(水)午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部(熊本市保健所を除く各保健所)にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
掲示及び掲載期間は、合格発表の日から2週間とする。
また、合格者には郵送等により通知する。
電話による試験結果の問い合わせには応じない。
- 8 口頭による個人情報の開示請求
この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。
- (1) 開示を行う内容 総合得点
- (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室

- (3) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間
(開庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)
- (4) 開示請求できる者 受験者本人
- (5) 開示請求方法 受験票等本人であることが確認できる書類を持参すること。
- (6) 開示方法 口頭による。
- 9 試験問題及び正答の公表
 - (1) 公表期間 合格発表の日から2週間
 - (2) 公表手段 熊本県ホームページ
- 10 問い合わせ先
熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
電話 096-333-2206

熊本県公告第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字井寺字梶山983番4の一部
478.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市日吉2丁目14番38号
武内 賢太
熊本市日吉2丁目14番38号
武内 絹子

熊本県公告第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2606番4、同2611番2、同2623番3及び同2623番5
496.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本県上益城郡嘉島町大字上島2013番地3
吉田 寛

熊本県公告第549号

山鹿市長 中嶋憲正から協議のあった御宇田地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年9月27日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でのこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年10月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
御宇田地区土改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年10月6日から平成22年11月4日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第550号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字下原2887番1及び2888番1の一部
541.20平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡菊陽町大字津久礼1958番地
 山本 茂樹

登載依頼

熊本県都市計画審議会公告第1号

第136回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。
 平成22年10月5日

熊本県都市計画審議会
 会長 両角光男

- 1 開催日時
 平成22年10月14日（木）
 午前10時から
- 2 開催場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟新館2階 職員研修室
- 3 案件
 【審議】
 熊本都市計画道路の変更の件（大臣同意有り）【本荘犬湧線他1路線（嘉島町）】
 【諮問】
 準都市計画区域の指定方針（案）について
- 4 傍聴者の定員
 20人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
 (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
 (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
 傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
 (2) はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 (3) 会場内での飲食はできません。
 (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
 ※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
 ※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整班）
 電話番号：096-333-2520

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号

平成22年度第5回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。
 なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。
 平成22年10月5日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
 平成22年10月18日（月）
 午後1時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
 (1) 平成22年度熊本県公共事業再評価対象事業について（付帯意見の審議）
- 4 傍聴者の定員

- 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話096-333-2490

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

平成22年度熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。
平成22年10月5日

熊本県保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成22年10月14日（木）午後2時00分から（2時間程度）
- 2 開催場所
ホテル熊本テルサ3階 たい樹（熊本市水前寺公園28-51）
- 3 議題
(1) 救急医療専門委員会の報告
(2) 熊本県へり救急搬送体制専門委員会（仮称）の設置について
(3) へき地医療推進体制強化に伴うへき地医療支援病院の追加について
(4) 歯及び口腔の健康づくり推進について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話 096-333-2193）

熊情管公告第901号

特定調達契約につき、随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月5日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部情報管理課
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-2048
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年8月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額（月額）
2,046,450円（うち消費税額及び地方消費税の額97,450円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成22年6月29日
- 8 随意契約の理由
本案件は、平成22年8月10日に一般競争入札を実施したが、入札及び再入札の結果落札業者が決定せず不調となったため、最低入札業者である上記業者と随意契約を実施したものの。